

訪問看護重要事項説明書

介護予防訪問看護・訪問看護・指定訪問看護

指定訪問看護事業者 平内町国民健康保険平内中央病院

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電 話：017-755-2131 FAX：017-755-2233

管理者：首藤 邦昭（病院長） 窓口担当：地域医療福祉連携室 棟方 千夏
ご不明な点は、お気軽におたずねください。

1. 事業所の概要

事業所名	平内町国民健康保険平内中央病院
所在地	青森県東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢1-1
事業所番号	0212010748
サービス提供地域	東津軽郡平内町

2. 事業所の職員体制等

職 種		従事する業務	人 員
管理者		業務全般の管理	1 名
サービス担当職員		サービス担当	7 名（常勤 0 名、常勤兼務 7 名、非常勤 0 名）
内 訳	看護師		7 名（常勤 0 名、常勤兼務 7 名、非常勤 0 名）
	准看護師		0 名（常勤 0 名、常勤兼務 0 名、非常勤 0 名）
	理学療法士		0 名（常勤 0 名、常勤兼務 0 名、非常勤 0 名）
	言語聴覚士		0 名（常勤 0 名、常勤兼務 0 名、非常勤 0 名）
	作業療法士		0 名（常勤 0 名、常勤兼務 0 名、非常勤 0 名）
事務員		業務の事務全般	1 名（常勤 0 名、常勤兼務 1 名、非常勤 0 名）

3. 営業時間

営業日	月～金曜日。 土曜、日曜、祝日休み。 年末年始：12月29日～1月3日休み。
営業時間	月～金曜日、8：15～17：00 ※ただし、上記以外の時間も救急外来で電話でのご相談を受け付けます。

4. 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
 ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置
- (2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

6. 利用者負担金

- (1) 介護保険を適用する方（1割負担の利用者の場合）

サービス提供時間数	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
看護師による場合	4,590円	459円	6,610円	661円	9,710円	971円
准看護師による場合	4,140円	414円	5,950円	595円	8,740円	874円
（予防）看護師による場合	4,400円	440円	6,360円	636円	9,370円	937円
（予防）准看護師による場合	3,960円	396円	5,730円	573円	8,430円	843円

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
訪問看護初回加算	3,500円	350円	退院当日に訪問した場合
退院時共同指導加算	3,000円	300円	退院翌日以降に訪問した場合
	6,000円	600円	退院前カンファレンスをした場合
特別管理加算	5,000円	500円	1月に1回（Ⅰ）
専門管理加算	2,500円	250円	1月に1回（Ⅱ）
	2,500円	250円	1月に1回
口腔連携強化加算	500円	50円	1月に1回
複数名訪問看護加算	2,540円	254円	1回当たり（30分未満）

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が

定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。) に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- (Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- (Ⅱ) ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療養法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ②人工肛門、人工膀胱を設置している状態
- ③真皮を越える褥瘡の状態

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合も含む。）に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、2 人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1 時間 30 分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

(2) 医療保険を適用する方

後期高齢者の対象の方	・（基本療養費＋加算分）×負担割合となります。			
	①	一般	一割負担	月額上限 18,000 円
	②	住民税非課税世帯の方	一割負担	月額上限 8,000 円
	③	一定以上所得者	三割負担	月額上限 80,100 円
		課税所得380万円以上の方	//	月額上限 167,400 円
		課税所得690万円以上の方	//	月額上限 252,600 円

一般の健康保険等	・（基本療養費＋加算分）×負担割合となります。 ・重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。
----------	--

	基本療養費	1 日当たり	1 割負担額
看護師による場合	週 3 日目まで 5,800 円	5,800 円	580 円
	週 4 日目以降 6,800 円	6,800 円	680 円
准看護師による場合	週 3 日目まで 5,300 円	5,300 円	530 円
	週 4 日目以降 6,300 円	6,300 円	630 円

加 算	利用料	利用者負担額	算定回数等
1 日 2 回の訪問	4,500 円	450 円	特別訪問看護指示書による、難病等 複数回訪問加算
1 日 3 回の訪問	8,000 円	800 円	
ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	死亡月に 1 回
複数名訪問看護加算	4,500 円	450 円	他の看護師等と同時に訪問した時
	3,800 円	380 円	准看護師と同時に訪問した時
	3,000 円	300 円	看護補助者と同時に訪問した時
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	週 1 日を限度

- ◆ 交通費は一切頂きません。ただし、駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には、駐車料金の実費のご負担をお願いしています。
- ◆ 1 ヶ月に支払った利用者負担額が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市町村へ申請いたしますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※ いずれも医療費控除の対象となります。

(3) その他の利用料

項 目	内 訳	金 額
超過料金	平日 2 時間を超えた場合 30 分毎	1,000 円
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までのご連絡の場合	1 提供当たりの料金の 10%（自己負担分）を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

7. 利用者負担額、その他の利用料の請求及び支払い方法について

- (1) 利用者負担額及びその他の利用料の額は、サービス提供ごと計算し、利用月ごとの合計金額で請求いたします。
- (2) 上記に係る請求書は、利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
- (3) サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合の上、請求日より 3 日以内に、下記のいずれかの方法によりお支払下さい。

① 事業者指定口座への振り込み

振込先（銀行名）青森みちのく銀行 平内支店 （口座番号）普通 45101 （口座名）平内町国民健康保険平内中央病院 事業管理者 首藤 邦昭（しゅとうくにあき）
--

※ お振り込みのときは、振込人を患者名にしてくださいをお願いします。

② 現金支払い

③ クレジットカード決済

- (4) お支払いの確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

8. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

相談担当者氏名：地域医療福祉連携室 棟方 千夏 連絡先電話番号：017-755-2131 受付日及び受付時間：月～金曜日、8：15～17：00（土、日、祝日、年末年始休み）
--

9. サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）若しくは医療保険被保険者証を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいをお願いします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	平内中央病院 虐待防止検討委員会委員長 首藤 邦昭
-------------	---------------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業者の使用する者（以下「従業員」）又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります。）

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保 険 名：病院賠償責任保険及び居宅事業者賠償責任保険

補償の概要：・病院の使用人が医療行為によって、患者の身体に障害（死亡を含む）を与えて、病院が法律上の賠償責任を負った場合。
・利用者宅の財物を誤って壊してしまった場合。

14. 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16. 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業所に送付します。

17. サービス提供の記録

- ①指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ②指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- ③利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18. 衛生管理等

- ①看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19. 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 地域医療福祉連携室	所在地 青森県東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢1-1 電話番号 017-755-2131 受付時間 月～金曜日、8:15～17:00 (土、日、祝日、年末年始休み)
【平内町の窓口】 福祉介護課 介護保険係	所在地 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 電話番号 017-755-2114 受付時間 月～金曜日、8:15～17:00 (土、日、祝日、年末年始休み)
【公的団体の窓口】 青森県国民健康保険団体連合会	所在地 青森県青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル3F 電話番号 017-723-1336 受付時間 月～金曜日、8:30～17:15 (土、日、祝日、年末年始休み)

平内中央病院 2016.5.1 策定
2018.4.1 改訂
2018.8.1 改訂
2019.10.1 改訂
2022.4.1 改訂
2023.3.13 改訂
2024.6.1 改訂
2025.1.1 改訂
2025.4.1 改訂